

# ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書記入要領

令和8年4月1日～  
6月30日提出用

～ PCB廃棄物等保管事業者のみなさまへ ～

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物等を保管している事業者はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）第8条第1項（法第15条及び第19条において準用する場合を含む。）に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（様式第一号）の届出が必要です。

届出にあたっては、以下の様式記入例、記入要領及び様式の第4面・第5面の備考をよくお読みいただき、これらに従って御記入いただきますようお願いいたします。記入が適切でない場合は、修正をしていただくこととなりますので、御留意ください。

本届出書は保管状況に変更がなくても、毎年御提出していただく必要があります。

令和8年度提出分は、令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の保管及び処分状況等が対象です。届出書は、令和8年（2026年）4月1日～6月30日の期間内に御提出ください。

令和9年3月31日の低濃度PCB廃棄物の処理期限に向けて、届出状況の課題を踏まえ低濃度PCB廃棄物の処理を促進するため、記入方法を明確化するため令和7年度から記入要領が一部変更されています。

## 《記入例及び記入要領》（令和8年度提出分）

※提出に関しては同封の様式を御使用いただくか、横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課webサイトよりダウンロードしてください。

届出様式は第1面から第5面で構成されています。該当のものがなくても、全てのページを届け出てください。また、該当しない欄がある場合は、「該当なし」と記入してください。

※事業系廃棄物対策課webサイト：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/02yousiki.html>

## 【記入要領】

- 1 届出書は2部（控えが必要な場合は3部）御提出ください。
- 2 届出者について記入してください。押印は不要です。
- 3 発送した封筒の宛名の下部に記載してある「事業所コード」を記入してください。
- 4 昨年度の実績を報告する際には、年度の部分は「7」と記入してください。
- 5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業場の名称と所在地、特別管理産業廃棄物管理責任者の職名と氏名、事業場の電話番号を記入してください。  
保管の場所及び所在の場所の住所が、それぞれ保管事業場の所在地及び所在事業場の所在地の住所と異なる場合は、それぞれその住所を記入してください。同じ住所である場合は、その旨を記入してください。保管事業場の所在地及び所在事業場の所在地の住所と異なる保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所を特定して、「保管の場所」、「所在の場所」及び「参考事項」の欄にそれぞれ記入してください。
- 6 書類の送付先についてチェックを入れてください。「その他」を選択した場合には、該当箇所に送付先を記入してください。
- 7 廃棄物の番号を記入してください。なお、前回までの届出において既に番号が付されているものは、引き続きその番号を使用してください。新規に番号を付す場合は、先頭に「（前年度の元号数）ー」を加えた整理番号としてください（令和7年度に新規に発生した場合の例：07ー001）。1台ずつ数えることができる変圧器・コンデンサー等の電気機器については、原則として1台（1個）ごとに1つの行を使用し、整理番号を記入することとしますが、3kg未満の小型のコンデンサー等が1つの容器に多量に保管されている場合には、容器ごとに整理番号を記入することも可能です。また、廃棄物の種類が同一で型式等も同一の場合についても、まとめて1つの行に記入することが可能です。
- 8 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」には、以下の中から該当する種類を選択して記入してください。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他（）」として、（）内にできる限り具体的に記入してください。

### <種類>

- ① 変圧器（トランス）
- ② 柱上変圧器（柱上トランス）
- ③ 計器用変成器
- ④ リアクトル

- ⑤ 放電コイル
- ⑥ 整流器
- ⑦ コンデンサー (3kg 以上)
- ⑧ コンデンサー (3kg 未満)
- ⑨ サージアブソーバー
- ⑩ 蛍光灯用安定器
- ⑪ 水銀灯用安定器
- ⑫ ナトリウム灯用安定器
- ⑬ 安定器 (用途不明)
- ⑭ ネオン変圧器 (ネオントランス)
- ⑮ その他電気機械器具
- ⑯ OF ケーブル
- ⑰ 変圧器油 (トランス油)
- ⑱ 柱上変圧器油 (柱上トランス油)
- ⑲ コンデンサー油
- ⑳ 熱媒体油
- ㉑ その他PCB を含む油
- ㉒ 感圧複写紙
- ㉓ ウェス
- ㉔ 汚泥
- ㉕ 塗膜
- ㉖ 電圧調整器
- ㉗ 開閉器
- ㉘ 遮断機
- ㉙ 中性点抵抗器
- ㉚ その他

9 「定格容量」には、数値を単位と合わせて記入してください。単位には、「KVA」「KW」「VA」「var」「 $\mu$ F」があります。また、電気機器でない場合、記入は不要ですので、空欄としてください。

10 「製造者名」には、以下の中から該当する製造者名を記入して下さい。該当する製造者名がない場合には、「その他」と記入してください。また、「海外製」「その他」と記入した場合には、「海外製 ( )」「その他 ( )」として、( ) 内に具体的な製造者名を記入してください。製造者名が不明の場合は、「不明」と記入してください。

<変圧器・コンデンサーの製造者名>

- ① 株式会社愛知電機工作所
- ② 富士電機製造株式会社
- ③ 株式会社日立製作所

- ④ 北陸電機製造株式会社
- ⑤ 株式会社明電舎
- ⑥ 三菱電機株式会社
- ⑦ 日新電機株式会社
- ⑧ 大阪変圧器株式会社
- ⑨ 株式会社高岳製作所
- ⑩ 東光電気株式会社
- ⑪ 中国電機製造株式会社
- ⑫ マルコン電子株式会社
- ⑬ 二井蓄電器株式会社
- ⑭ 東京電器株式会社
- ⑮ 松下電器産業株式会社
- ⑯ 日本コンデンサ工業株式会社
- ⑰ 株式会社関西二井製作所
- ⑱ 株式会社指月電機製作所
- ⑲ 株式会社帝国コンデンサ製作所
- ⑳ 古河電気工業株式会社
- ㉑ 東京芝浦電気株式会社
- ㉒ 日立コンデンサ株式会社
- ㉓ 株式会社西島電機製作所
- ㉔ 海外製
- ㉕ その他

#### <安定器の製造者名>

- ① 岩崎電気株式会社
- ② 株式会社梅電社(スター)
- ③ 新日本電気 (現：株式会社ホタルクス)
- ④ 大山電機工業(現：オーデリック株式会社)
- ⑤ 株式会社共進電機製作所
- ⑥ 昭電社
- ⑦ 星和電機株式会社
- ⑧ 大光電機株式会社
- ⑨ ヘルメス電機
- ⑩ 東京芝浦電気株式会社 (現：東芝ライテック株式会社)
- ⑪ 日本電池 (現：株式会社GSユアサ)
- ⑫ 株式会社光電器製作所
- ⑬ 日立照明/日立製作所 (現：日立アプライアンス株式会社)
- ⑭ 扶桑電機工業株式会社
- ⑮ 松下電器産業/松下電工/三洋電機 (現：パナソニック株式会社)

- ⑯ 三菱電機(現：三菱電機照明株式会社)
- ⑰ 山田照明株式会社
- ⑱ 株式会社リード
- ⑲ 海外製
- ⑳ その他

⑪ 「型式」には、銘板に記載されている型式記号を記入してください。電気機器でない場合、記入は不要ですので、空欄としてください。

⑫ 「製造年月」には、銘板に記載されている製造年月を記入してください。

⑬ 「表示記号等」には、PCB を使用して製造された電気機器を判別するために必要な情報を記入してもらうものです。以下の中から該当する種類を選択して記入してください。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他（）」として、（）内にできる限り具体的に記入してください。不明の場合、電気機器ではない場合には、空欄としてください。なお、銘板から油量がわかる場合にはこの欄に記入をしてください。

#### <表示記号等>

- ① 不燃(性)油
- ② 不燃性(合成)絶縁油
- ③ シバノール
- ④ 富士シンクロール油
- ⑤ カネクロール油
- ⑥ 塩化ビフェニール
- ⑦ AF 式
- ⑧ DF 式
- ⑨ AFP 式
- ⑩ 冷却方式 LNAN
- ⑪ その他

⑭ 「処分予定年月」には、高濃度PCB廃棄物の処分を他人に委託することを予定している年月を記入してください。低濃度PCB廃棄物については、可能な範囲で記入してください。処分業者と調整している場合には、当該調整に係る処分予定年月を記入してください。ただし、処分業者と調整を終わっていない場合は、保管事業者として想定している処分予定年月を記入してください。

⑮ 「台数又は容器の数」には、一台ずつ数えることができる電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管又は所有している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入してください。電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管又は所有している場合であっても台数(個数)を把握することができないときは、保管又は所有している容器の数

(缶数等)を単位とともに記入してください。

「総重量」の欄には、PCBを使用する電気機器については、1台あたりの重量に台数(個数)をかけた重量を記入してください。1台あたりの重量ではなく、全体としての総重量ですので、間違いのないよう、十分確認のうえ、記入してください。その他のものについては、容器込みでの重量を記入してください。

重量はkg単位で記入してください。重量が不明である場合であっても、推定値を記入してください。

16 「区分」には、「高濃度」、「低濃度」、「不明」のうち該当するものを選択して記入してください。「高濃度」とは、法第2条第2項に規定する高濃度PCB廃棄物又は同条第4項に規定する高濃度PCB使用製品の略称です。「低濃度」とは高濃度PCB廃棄物以外のPCB 廃棄物又は高濃度PCB使用製品以外のPCB使用製品の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成18年環境省告示第98号)第2項第1号イ、同項第2号イ及び第3号イに該当する廃棄物も、従前どおり含まれます。

電気機器がPCBを使用しているか否かについては、日本電機工業会ホームページや各電気機器メーカーのホームページ等を参照してください。また、添付資料にあります「高濃度のPCBを使用した電気工作物」も活用してください。必ず確認を行い、正しい区分を記入してください。高濃度の可能性があり濃度が不明な場合、「不明」と記入し、分析時期またはみなしと 22参考事項へ記入してください。高濃度の可能性がない場合、「低濃度」と記入してください。(区分の記載が不明瞭である場合は、別途問い合わせを行う場合があります。)

17 「容器の性状」には、PCB廃棄物を保管している容器について、以下の中から該当するものを選択して記入してください。該当するものがない場合には、「その他」を選択し、「その他( )」として、( )内にできる限り具体的に記入してください。なお、変圧器(トランス)やコンデンサーなどをそのまま保管している場合は、「なし」を選択してください。

#### <容器>

- ① なし
- ② 金属製箱
- ③ ドラム缶
- ④ ペール缶
- ⑤ 一斗缶
- ⑥ プラスチック容器
- ⑦ 段ボール箱
- ⑧ コンクリート槽
- ⑨ 屋外タンク
- ⑩ 屋内タンク
- ⑪ その他

18 「囲い等の有無」には囲いと掲示板の有無について記載してください。また、囲い及び

掲示板について「無」である場合には、早急に設置を行ってください。

- 19 「分別・混在の別」にはどちらかを選択して記入してください。また、混在している場合には、他のものが混入しないように仕切りを設ける等の措置を行ってください。
- 20 「漏れ等のおそれ」には「なし」、「機器ににじみ跡有」、「容器ににじみ跡有」、「容器内に液だまり有」などを記入してください。
- 21 「処分業者との調整状況」には、処分業者と委託契約締結済みであればその旨と契約締結の年月を記入してください。低濃度PCB廃棄物について、可能な範囲で無害化認定施設等との契約の進捗状況を記入してください。
- 22 「参考事項」の欄には該当の廃棄物について必要な事項などがある場合に記入してください。低濃度PCB廃棄物及び使用製品については、PCBの濃度(mg/kg)を記入してください。分析を行っていない場合、16の記載方法を参照してください。
- 23 「保管開始年月日」には該当の廃棄物の保管を開始した年月日を記入してください。
- 24 「保管開始理由」には「他の事業場から移動」、「譲り受け」及び「承継」のいずれかを記入してください。いずれにも該当しない場合には、保管開始の理由を詳細に記入してください。
- 25 「保管終了年月日」には該当の廃棄物の保管を終了した日（他の事業場に移動した日など）を記入してください。
- 26 「保管終了理由」には「他の事業場に移動」、「譲り渡し」及び「承継」のいずれかを記入してください。
- 27 「移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地」には該当の廃棄物を新しく保管する事業者の情報や場所、所在地等を記載してください。
- 28 「処分委託年月日」には処分受託者との委託契約の締結日、「処分受託者の名称」には処分を受託した業者名、「処分年月日」には該当の廃棄物を運搬受託者もしくは処分受託者に引渡した日を記入してください。また、処分を委託した際には、該当の廃棄物に関するマニフェストのD票又はE票のコピーを添付してください。なお、電子マニフェストを使用している方はそれらに相当する書類（受渡確認票など）を添付してください。
- 29 「廃棄予定年月」には、PCB使用製品を廃棄することを予定している年月を可能な範囲で記入してください。「廃棄」とは、PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいい、実際に廃

棄物として処理することは含まれません。したがって、廃棄予定年月としては、廃棄物として処分委託する予定年月ではなく、PCB 使用製品の使用を止め、廃棄物とする予定年月を記入してください。